

1. 件名:「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング(再処理施設(1-8)、MOX燃料加工施設(1-8)、廃棄物管理施設(6)濃縮施設(4-7)、濃縮施設(遠心機の更新)(7))及び保安規定変更認可申請に係るヒアリング(新規制基準対応(再処理施設、廃棄物管理施設)、眼の水晶体の線量限度(再処理施設、廃棄物管理施設、濃縮施設、埋設施設)」

2. 日時:令和3年2月9日(火) 13時30分~15時05分

3. 場所:原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

長谷川安全規制管理官、古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、中川上席安全審査官、津金主任安全審査官、岸野主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、河本安全審査官、田尻安全審査官、大岡安全審査専門職、武田専門職、藤原安全審査専門職、森野安全審査専門職

日本原燃(株)

大久保 理事 再処理事業部副事業部長 他16名

東京電力ホールディングス(株) サイクル技術グループ チームリーダー

関西電力(株) 原燃計画グループ 担当

中部電力(株) 原子燃料サイクル部 課長

電源開発(株) 原子力技術部 原子燃料室 上席課長

東北電力(株) 原子力本部 原子力部 担当

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

「新規制基準、線量告示の一部改正に伴う保安規定変更認可申請について」

「保安規定変更申請に係る審査スケジュール」

「事業変更許可等と保安規定の記載整理表について」

「保安規定審査基準と保安規定の記載整理表について」

「設工認申請に係る対応状況(案)」

参考

- ・日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和3年1月29日）
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000072.html
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000073.html
- ・日本原燃株式会社 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター 規制法令及び通達に係る文書（令和3年1月29日）
「日本原燃（株）から再処理事業所廃棄物管理施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/WAS/190000082.html
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/WAS/190000083.html
- ・日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書（令和3年1月29日）
「日本原燃（株）から濃縮・埋設事業所加工施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000131.html
- ・日本原燃株式会社 低レベル放射性廃棄物埋設センター 規制法令及び通達に係る文書（令和3年1月29日）
「日本原燃（株）から濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/WAS/190000085.html
- ・日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html
- ・日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）
「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html
- ・日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）
「日本原燃（株）から濃縮・埋設事業所加工施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000125.html

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000128.html

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	はい。原子力規制庁の武田です。それではただいまから、日本原燃株式会社とのヒアリングを開始します。
0:00:11	本日のヒアリングは、これは2年12月24日に申請があった設工認申請及びは3年1月29日に申請があった保安規定変更認可申請について、当日配付資料をもとに審査会合前のヒアリングを行うものになります。
0:00:29	それでは日本原燃のほうから出席者の紹介をお願いいたします。
0:00:36	はい、日本原燃大久保でございます。それでは本日のヒアリングでございますけれども、まず保安規定関係の議会、それから設工認関係の議題、いずれも対応状況について御説明終了する。
0:00:52	御説明する資料を用意してございます。まず保安規定関係の出席者でございますけれども、再処理事業部がハヤミサカイ二名です。濃縮事業部がデマチCサカモトと。
0:01:09	二名ですね埋設事業部がオオイシの1名でございます。
0:01:14	それから次の二つ目の設工認申請に係る対応状況の出席者でございますけれども、私もオオクボとマツオカタカハシ2フジノ。
0:01:27	ヤマヂ。
0:01:29	タナカ
0:01:30	シミズ
0:01:32	エビナ
0:01:35	再処理事業は以上8名ですので、MOX事業部でございますけれども、タカマツ。
0:01:42	タニグチ1からこの3名でございます。あと濃縮事業部のほうはフチノ1名でございます。本日はこの体制で対応させていただきます。
0:01:56	それではまず1点目でございます保安規定関係について、ハヤミの方からご説明させていただきます。
0:02:05	はい。日本原燃のハヤミでございます。それでは本日1月29日に申請いたしました保安規定の変更認可申請につきまして、資料四つ用いまして御説明をさせていただきます。
0:02:19	資料1-1として新規性基準の線量告示の一部改正に伴う保安規定変更認可申請ということでの概要を説明した資料となります。
0:02:28	それから資料1-2としてええと保安規定申請に係る申請スケジュールでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:35	それから、資料 1-3 といたしまして、事業変更許可と保安規定の記載の整理表ということでこちらの前の水晶体の線量限度に係る変更について、当事業許可との整合性についてまとめた資料となっております。
0:02:52	それから 1-4 として、保安規定審査基準と保安規定の時再生利用ということでこちらと同じく眼の水晶体の性状態の線量限度に係る東播規定基準への適合性についてまとめたものとなっております。
0:03:08	以上四つの資料につきましては、昨日こちらの方から提出をさせていただいてもらいたい講師をして説明をさせていただきます。
0:03:16	まず資料 1-1 でございます。こちらは 2 月 5 日に一度御説明をした際、ヒアリングの中で御説明をした際にいただきましたコメントを反映したものとなっております。
0:03:28	ですのでちょっと反映箇所を中心に御説明をさせていただくこととします。
0:03:36	天候箇所といたしまして 4 ページ目になります。
0:03:41	4 ページ目、変更内容のところで、まず、第二段階で反映する事項ということで、3 項目、理由を書いてございます。その参加の記載につきまして、ちょっと記載を見直してございます。今の新規制基準に提供する状態の
0:03:58	節にこういうセンサ性第二段階に反映するとした事項となっております。
0:04:04	それから、こういった新規制基準への適合に係る保安規定変更の中での審査のポイントとなるようなところを追加することということで、両括弧 3 といたしまして、事業間の規程の正誤についてということで記載してございます。再処理施設と廃棄物管理施設は同じ事業所内に立地することから、
0:04:24	外部火災、火災影響発生時の対応等外部衝撃がその他外部火災ですとか、通信連絡設備等の両施設の保安規定共通して、
0:04:35	規定する項目については、設工認実績事項除き同一モンとなるようにするところという考え方で所についての作成してございます。
0:04:46	それから続きまして、5 ページ目になります。
0:04:49	こちらの表で今回の申請項目とまとめたものでございますけれども、最初の項目のところ事業指定基準規則の条文番号を読み込んでおりますけれどもそちらは削除する形で項目という形で
0:05:06	変更内容等をまとめさせていただきます。
0:05:10	それから新生児期のほうですね、右側の欄の新生児期のほうでございまして、当店が第二段階で変更するとしたものにつきまして、その変更の理由ですね、それが 4 ページ目、先ほどのページで示しました。1 から 3 項目のどれに該当する。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:30	ものとして第二段階としているかというのがわかるように、漢数字で番号を記載してございます。その辺は注釈のほうにも途中にとして記載をしてございます。
0:05:42	それから、先ほど追加いたしました事業間の規定の整合について整合性についてということで今回申請いたしました再処理施設と廃棄物管理施設で記載の整合を図った項目について、今回申請の隣のアスタリスクを付すことでマーキングしてございます。
0:06:04	6 ページ以降、同様な仕様変更を 678 という。
0:06:09	中途実施してございます。
0:06:12	続きまして、11 ページ目になります。
0:06:16	こちらの一番最後の割とさ、最後の行に関連事項といたしまして、今回新規規制基準で適応新規規制基準適合に係るこういった変更を追加するに当たります関連する事項として職務、それから安全委員会の審議事項と、
0:06:33	続いて変更を行ってございます。こちらを表の中に取り込むという形で反映してございます。
0:06:39	それぞれどういった項目を販社のかというところの概要を経営努力の中に追加する形としてございます。
0:06:49	それから、
0:06:53	件数 2 ページ目以降廃棄物管理事業変更になってございますが、こちらは 12 ページも同じような形で、再処理と同じような形で変更を行って修正を行ってございます。
0:07:04	それから 13 ページ目の絵と同様の変更ですけれども、こちらに廃棄物管理施設については保安に関する組織として、防災管理部長等を追加することによって、そちらのほうを同じく反映してございます。
0:07:22	それから、年版ページ目になります。こちらの今回の新規規制基準
0:07:28	今の項目の中で変更したものとすることで、
0:07:32	こちらの変更内容を記載してございましたが、
0:07:36	変更理由もわかるようにということでしたのでそちらのほうを追加してございます。それぞれ両括弧 1 の再処理施設の作業管理に係る計画の運用の適正化、それから(2)で廃棄物管理施設でこちらちょっとタイトルのほうをガラス固化体受け入れ時のガラス固化体をまたーp
0:07:56	と他のピットへの移動可能なことの確認の運用廃止という形で直して修正させていただくとともに、変更理由のほうを追加してございます。
0:08:06	こちらの変更理由といたしましては従来人が立ち入って下部プレナム部の点検、補修等を実施できるよう、対象となる貯蔵ピットからガラス交代を移動でき

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	るよう措置を講じるということでございまして、そういったもので運用の方針としてございますけれども、
0:08:25	遠隔での点検により痛感収納管の外観観察が可能なように措置を講じると、それから、想定される劣化モード全面腐食という形で、それをしておりますけども、こちらのその劣化モードから考えて兆候を確認した後に補修方法を検討するというので、
0:08:43	その中間収納課の安全機能を損なうことがない、そういった形で補修が可能であるということを考えてございまして、時から空き容量確保するという運用については不要というふうに判断して削除したいというふうに考えてございます。
0:09:00	資料 1-1 の修正は以上になります。
0:09:05	はい。
0:09:06	あと、
0:09:07	続きまして資料 1-2 でございます。スケジュールについてですけども、こちらの規制基準等の説明の前段といたしましてまず全体がわかるようなものを先にということでございましたので、
0:09:22	分割申請の考え方燃費廃校④に介護⑤ツITTERの分割申請の考え方ですか、自由化の整合性、こういったものについての詳細の説明についてまず実施をさせていただき、そのあと 2 の①。
0:09:37	2 丸三の低迷審査基準の適合性資料、そういったものは受け付けさせていただいて確認いただくということで、順番を今してございます。
0:09:48	あと、すいません 1 点修正でございますとめの水晶体の線量限度につきましては、1-4 の補正の申請を、ちょっと 18 日としておりますけれども、まさに出口と確認をした結果として 19 日の方に修正をしております。こちらの予定ということですので今後の審査等を踏まえて、
0:10:08	変更し得る可能性がありますけども、現時点では十分注意して補正を行うということで考えてございます。
0:10:15	あと
0:10:17	資料 1-2-3 につきましては、目の線量限度の施行時期ですね、そちらとの関係でちょっと早目に審査を進めていただく必要があると考えてございまして、昨日資料を提出して本日ちょっと
0:10:32	簡単でございますけども、説明をさせていただきたいというふうに考えております。
0:10:39	そちらの資料が資料 1-3、資料 1-4 というふうになってございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:45	すいませんちょっと引き続きで申し訳ないんですけど資料 1-3 につきましてこちら目の水晶体の線量限度の変更につきまして、事業許可等との本件の時再整理評価をしたものでございます。
0:11:01	1 例で申しますと、通し番号ですね真ん中に振っております 3 ページ目になります。こちらの再処理施設の事業指定と保安規定の記載を整理したものでございます。
0:11:13	原電の方に保安規定で今回変更したほうが規定の記載がございまして、中ほどに事業指定本文添付書類といったところでどういったところと関連したものであるかということ整理したものになっております。
0:11:27	何か線量限度の変更につきましては、放射線の管理に関する事項の個人被ばく管理、こういったものに関するものということでの保安規定の事業許可の成分で当評価を行って管理をするということに対して、
0:11:44	ませ整合しているものというふうに考えてございます。
0:11:50	他事業も同じような施設になってございます。
0:11:54	それから 1-4 ですけれどもこちら保安規定審査基準と本規程の記載の整理表となっております。
0:12:04	こちらの 1 例で説明をさせていただきますと、8 ページ目ですね、通し番号で 8 ページ目になります。
0:12:13	今回変更したところがここだけですのでそちらだけになります。他系統とずっと並べておりますけれども、他の条文がそれぞれ
0:12:24	案件審査基準のどこに該当するかということ全体をまとめているものでそれ以外については変更はございません。
0:12:32	燃料体の押さえとか、線量限度の変更につきましては、
0:12:38	最初に来て 6000A と。
0:12:41	Q7 条第 1 項第 9 号の当線量線量当量とセンターの状況と、こちらに関わるものというふうに考えてございます。こちらについても、当線量限度を超えないための措置が定められていることに対して、その限度等を定めて管理をすると。
0:12:58	いうことでええと整合しているというふうに考えてございます。
0:13:02	こちらも他事業は A と同様な整備となっております。
0:13:07	すいません説明については以上です。
0:13:15	規制庁イノマタです。ただいまの原燃に原燃の質問に対して何か確認することがございますか。
0:13:25	規制庁のフジワラです。内容の事実確認の前に資料の位置付けについて確認させていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:33	まず資料 1-1 は 2 月 15 日に行われる審査会合用の資料を今回ヒアリングで事実確認するというものというふうにこちらは認識していますので、あと 1-2 に関しましては
0:13:49	予定スケジュール表ですので、今回のヒアリングテーマどういった形で説明していくかを別途説明するものであるということで、特に会合で説明するものではないというふうに認識していますので 1 と 3 と 1-4 に関しても、今回のヒアリングで
0:14:08	具体的な部分を説明される資料であって、こちらとしては特段会合で説明される資料というふうに認識していないんですけれども、この認識で日本原燃のほうも考えられているのか答えていただけますでしょうか。
0:14:24	はい、凡例のハヤミでございます。はいかの資料の扱いにつきましては今御説明があった通り例、2 月 15 日の審査会合で使用させていただくのは、資料 1-1 のみというふうに考えてございます。
0:14:40	基準をフジワラです。理解いたしました。
0:14:46	等では内容のほうでちょっと確認したい部分がありますので、
0:14:51	確認させていただきます。
0:14:53	資料 1-1 に関しまして、
0:14:56	4 ページ、また 5 ページ以降で、前回のヒアリングを受けて修正されたということで説明があったかと思うんですけども、その向かっての考え方で二段階で反映する事項のところの①②③が振ってあって、表 1 にそれを示されていてということで、
0:15:16	前回よりわかりやすくなったのかなと思いますが、都丸さんがいまいちよくわからなくて、文章読んでちょっとわからないので、表 1 のところで③具体的に何かというところを見てもですね、表-1 の竜巻のところ、③が振られています
0:15:34	共-3 の横に①の振られていてページ 5 ページですね、5 ページの表を見ると、
0:15:39	③と①が同じように聞こえ並べてあって、反映事項も複数あるので、③が具体的にどれに
0:15:49	どれに対して対応されてるのかっていうのがわからないので今持丸さんの考え方がわからないので、ここについてもう少し補足の説明をしていただけますでしょうか。
0:16:03	はい。日本原燃のハヤミでございます。すいません。ちょっと資料がわかりにくくて申し訳ございませんでした。③ですねこちらの竜巻外部衝撃の竜巻の中の運用について③という整理をさせていただいてございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:20	5 ページの一番下の欄にはですね車両の入構管理。それから車両の待避、固縛、それからと竜巻影響防護設備の維持管理等こういった実際に行うべき活動について今後反映が必要と考えてございます。
0:16:38	この差の竜巻防護設備の維持管理、こういったものにつきましては、現在設備を設置中ですので、その設置を踏まえて、／規定に変更をするということで、こちらは①というふうに考えてございます。
0:16:52	この安定と車両の入構管理ですとか、当竜巻警報発令時の車両の退避、こちらが③ということで、新規性基準に適合する状態への施設の意向を優先させるという形で今回関連について潜っているというものになります。
0:17:10	こちらの進行管理ですとかまあ車両の退避、こういったものは、大掛かりなその設備等々、そういったものが不要でできるというふうには考えてございますけども、こういった措置を講じることで全体として今現在実施しております新規規制基準への適合への
0:17:29	工事そういったものへの影響があるというふうに考えてございまして、そちらを優先させて中桐その早い経営安全な施設の状態に移行させるという形で、今回AMを見送っているということになります。
0:17:51	規制庁のフジワラでちょっとわかったようなわからないようなだったんですが、工事は伴わないけれども、竜巻への
0:18:01	対応というものは一式で二段階目に行いたっていうことという理解でよろしいんですかね。
0:18:12	再稼働借り上げ寮のハヤミでございます。ちょっとそういう部分もありまして、結局設備の話ですとか、それから来なくするにあたってもそういった当庫枠ができるような
0:18:26	準備金ですから、そういったものも必要ということもあって、全体として第二段階でいうところも含めて、今回のほうに送っております。
0:18:39	規制庁のフジワラです。
0:18:43	趣旨は理解しました。ただちょっと③の書き方で、ある程度これを理解できるかというところとちょっとわかりづらくて、工事を伴わないんだけど、ほかのその固縛だったり、設備との対応関係もあって、第二段階で反映するというふうに理解はしました。
0:19:04	ちょっとコサクです。きもとの関係で、私もちょっとよくわからないので教えて。
0:19:09	って言った代替上です。今の部分をもう少し深掘りしたいなと思うんですけど。
0:19:15	節Bの工事がっていうのは①でそこは明確でいいんですけど、②が何ぞやっていうのと③との関係もよくわからなくて、同じように5 ページのところ、
0:19:31	②の説明もしていただいたと比べて、もう一度ちょっと全体の話

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:37	お聞きしたいんですけど。
0:19:41	火災なり監査なり、
0:19:43	御説明いただけますか。
0:19:46	下位システムに投げのハヤミでございます。②ですねと設工認、
0:19:52	そうでは応答設計に高知の変更の認可に向けて明確となる措置ということで、5 ページ目の真ん中にありますが、火災区域火災区画に係る運用ですね、こちらの火災区域火災区画等については、今後、
0:20:09	設工認でどの範囲を当区域として設定するかということが明確になると思っております。
0:20:17	ですのでそれを受けてそれぞれの区域に対して当分完了するか、いくだの、そういった区域に対して火災影響評価が実施されてカ年物量と言いますかね、そういったものが明確になってくると思いますので、そういったものについては今後の設工認の中で明確にした。
0:20:37	反映をしていくというふうに考えてございます。
0:20:44	その事業部の話が
0:20:49	規制庁の古作ですけど、それ自体はわかるんですけど、それと竜巻の関係は何が違うのかと。
0:20:58	ということで入構管理なり待避っていうのも同じように、設工認の基本設計方針になるんでしょうから。
0:21:08	そこと何が違って火災と表現が違うのか、さらにヨット火山弾パワー新知見の収集反映なんていうのは、
0:21:19	別に設工認と言わなくたって対応できるような気もするんですけど設工認と言っていると。
0:21:27	いうので、あと、
0:21:29	はい。
0:21:30	火災、火山竜巻とですね。
0:21:34	どう仕分けをして0になるのか③なのかっていう考え方わかんないんですよ。
0:21:49	はい、3000 年並びにございます。
0:21:52	ちょっと竜巻で③といたしましたのは、確におっしゃる通り、この基本方針等につきましては、今後設工認の中で整備をするされるあのえっと明確にされるということですので扱の機能も自体がですねそもそも、
0:22:11	新規の活動になりますので、そういったものを踏まえて実施をする方が実施をするという整理が適切というふうに考えてもちょっと、これまでは健康管理そういったものは、現行でも、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:26	実証できるという整理はできるのではないかという形でちょっと3という別立て、別の項目として整備をしたほうがいいのかというふうに考えてございましたけども、
0:22:38	ご指摘のように、そういった貼り付け設工認の系統の方針等を踏まえて実証する設計とするという整備の方がふさわしいということで、
0:22:54	損益計画です。
0:22:56	すみません、そちらの方がふさわしいとは思ってはいません。
0:23:00	ただ原燃の整理がわからないので、どう整理しますかとお聞きしただけでの火山の
0:23:11	新知見収集反映なんかはやっぱりいいじゃないかという気もするんですけど。
0:23:16	一方で、
0:23:18	そこは設工認でさ、現状の知見っていうところは踏まえてもらうところからすると、その後もいいんじゃないかっていう話もあるので、
0:23:28	その考えを整理していただければいいんですけど、遠い比率ですね、火災の方は教育訓練は今回で竜巻は、
0:23:41	次回、
0:23:43	いうところの温度差があるんですけどそこはどう考えですか。
0:23:50	はい、丹下のカミデでございます。火災につきましては今回の火災防護計画を策定をして現行あるものですが、資機材の配備管理そういったものについては実施をしていくとって教育訓練につきましてはそういった活動する上では、具体的な必要な力量とか、そういったものを
0:24:11	特にする必要がありますので、それにあわせて実施が必要というふうに考えてございます。
0:24:17	外務発電機につきましては、現行では
0:24:23	その具体的なものについては第二段階に1で反映するとしてございますので、その教育訓練だけをこうやるというよりは、そのタイミングとしては、反映第二段階で反映するタイミングで実施。
0:24:39	あわせて取り込むことが適当ではないかというふうに考えてございます。
0:24:50	規制庁不足です。今の御説明だと何らかの後、
0:24:56	規定が入るところで、その分の教育をする必要があるということで入れていくということなので教育訓練だけのもので議論してるわけじゃないということですね。
0:25:09	はい、日本原燃のファイルですとそのような考えでございます。
0:25:15	わかりました。ちなみに先ほどの新知見のところの考えはどうなってます。
0:25:23	はい。日本原燃の範囲でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:27	かばんをその新知見の反映につきましては、設工認のほうにてJAと設計のその火山影響評価ですねこういったものが明確にされると考えてございますので1人を踏まえて、それ以降の新知見を反映すると収集して反映していくということで、
0:25:46	今回は班員のほうに送ってございます。
0:25:55	規制庁憶測ですをやりました。今5ページで、
0:26:01	再処理をベースにお話ししましたけども、
0:26:05	それ以降のページでも同じ考え。
0:26:10	になってるかと。
0:26:13	ということなんですけど。
0:26:18	d溢水化学薬品の②。
0:26:21	ていうのは何ですか。
0:26:26	はい、日本原燃の会議でございます。
0:26:29	別途、溢水
0:26:31	土木薬品の②は、
0:26:37	こちらのCAQ風化でその床面堰等をですね、こう評価されますけども、そういったものが変更されるときの影響の確認ですとか、
0:26:50	あぐら影響の確認ですね、そういった評価に基づく経営と変更管理といった範囲については②として設工認後に反映可能にしていくものというふうに整理してございます。
0:27:04	うん。
0:27:09	規制庁コサクです。わかりましたその次の7ページだとアスタリスクがあるんですけど、これはどう。
0:27:18	整理されてますか、ここの部分っていうよりは、
0:27:22	*のあるものないものとの仕分けの考えなんですけど。
0:27:27	はい、系統日本原燃のハヤミでございます。アスタリスクにつきましては、先ほど申し上げた最初に設置と廃棄物管理施設テーマ記載の整合を図って班員をしたものとなっております。
0:27:42	そこから医療施設で共通的に反映するような事項ですねこの安全避難通路ですとか、それから、
0:27:51	通信連絡設備、そういったものについては、それぞれ実施は各施設の中でクローズするというか、行うものにはなるんですけども、規程としてと同様の分が
0:28:04	運用となるような形をしておくことで今後全体としての運用がしやすくなるだろうということで、時3整合図ったということで整理をしたものでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:19	規制庁の古作です。そういうことでいけるのではなくてアスタリスクをつけてないところが
0:28:27	なぜつけなくていいのかっていうところでの仕分けの考えなんですけど。
0:28:36	つけてないところも完全に再処理と管理分かれてるもの。
0:28:40	ということになってますか。
0:28:43	例えば、火災防護は一緒な部分はないですか。
0:28:48	。
0:28:51	親和性の原理のハヤミでございます。そういう意味でコピーの内部火災の方はちょっとつけ忘れてます。
0:29:02	申し訳ございません。
0:29:04	わかりました。であればちょっと精査していただいてですね、御説明いただければと思います。再処理事業部として一体となって管理してるところが多分にあるものは何もあると思いますので、その点よろしく願いますって、先ほどお話あったような①②とかですね。
0:29:25	どの項目はどっちかっていうのはやっぱりわからないとちょっと
0:29:30	議論しにくいので、そこは整理を分けて記載いただければと思います。
0:29:37	その次の方もですね。
0:29:46	①だけになっているものか丸にもあるんじゃないかなっていう気もするのが結構幾つかあって、
0:29:56	多分、
0:30:00	／9 ページの
0:30:03	を行って火災防護で教育訓練とかもありますけど、先ほどの5ページだと②の話でされてましたが、②がなかったりですね。
0:30:16	言ったことありますので1隻。
0:30:19	もう少し精査をしてください。
0:30:21	はい、日本原燃のハヤミでございます。ちょっとこちら①⑥番の仕方、それから、それぞれの項目がどちらの理由としているかというのがわかるような形で、少し資料のほうを修正させていただきたいと思います。
0:30:46	規制庁のイノマタ率その他何かありますか。
0:30:51	規制庁の鈴木です。資料1-1-16ページなんですけども。
0:30:59	変更今回皮膚の等価線量限度の*2が付されたってということについて、
0:31:08	記載されてない整理はどういった理由だったか教えていただきたいんですけど。
0:31:16	お願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:20	すいません、日本原燃のハヤミでございます。ちょっとですね音声聞き取りにくかったので、もう少し大きい声でお話しいただけるとありがたいんですけども。
0:31:30	はい、規制庁の鈴木です。
0:31:33	資料 1-1-16 ページなんですけども。
0:31:38	今回
0:31:40	ここにトーク皮膚の等価線量限度の
0:31:46	値にアスタリスクの 2 が付されてるんですけども、これに関する
0:31:52	記載がないっていうのはどのような整理だったかちょっと教えていただきたいと思います。
0:32:11	先生皆さん便利のハヤミでございます。すいませんちょっと質問の趣旨を確認させていただきたいんですけども、今申し上げたアフターリスク付すというのは、先ほど申したの整備を図ったという。
0:32:27	ちょっと、
0:32:29	コサクです。
0:32:32	私が代弁するのも変ですけど、申請の中で皮膚のところ線量限度を定めるところに*2があって、4月1日に公開し、始期とする1年間と伝えられたことについて説明をする必要ありませんかっていうことだと思うんですけど。
0:32:52	これ記載ぶりだけの話なので、内容として変更はないっていう理解でいいですよ。
0:32:58	日本原燃のハヤミでございます。はい。今回そこをアスタリスクに起こしたことについては記載の適正化ということで、これまでもそういう運用をしてたんですけども、ほかのところでは付してありますので、どういうふうに明確化するという観点で蓋という
0:33:13	ことでございます。特に内容等の変更に係るものでございませぬ。
0:33:20	承知しました。
0:33:23	規制庁の鈴木です。承知しました。
0:33:31	規制庁コサクですのでページ少し戻ってですね 14 ページなんですけど。
0:33:38	変更理由は書いていただいたところなんですけど、下部プレナム部の点検等について、ここで書かれている内容は施設管理でやられること等、
0:33:54	がほとんどで、そうでない話というのは先ほど口頭で説明のあった空き容量を確保して移動させられるということだと思うんですけど。
0:34:10	その辺の説明がいまいち理由で分かれてないような気が。
0:34:16	指定でこのうち、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:19	補修方法云々のことで、空き容量を今後なくても大丈夫な管理になるってということなんですか。
0:34:31	はい、日本原燃のハヤミでございます。背景等、ちょっとそういうふうに記載の視察もやったんですけど、わかりにくくて申し訳ございません。
0:34:40	この空き容量の確保については、その後、従来はその人がプレナムの下に入って点検補修を行うと。そのためにガラス固化体を書いたピットの下部プレナムに入れませんので、そのガラス固化体を移動できる空き容量を確保。
0:34:59	確保しながら受け入れを行うということを現行の保安規定第 13 条のほうに規定してございました。
0:35:08	今後そういった保守の点検、補修等について給料を確保しておくのですねずっと確保しておく必要があるかということで、その後の運用の変更等を見直した場合に、
0:35:26	遠隔での点検ができることと、それから、劣化ですね、劣化の兆候を特色全面腐食の変色等が広がり始めているという、そういったことを確認した上でが必要な措置を講じるということができるかと考えてございますので、
0:35:44	それからその資金繰りを確保しておくということまでは方案長が必要ではないというふうに考えてございます。
0:35:56	規制庁の古作です。結局聞きたいことが最後の部分だけで、その部分があまりはっきりしないんですけど。
0:36:04	補修方法はなんでその時点から議論すればいいのかですとか、その時点で取り出さなきゃいけないになったらもう取り出さなきゃいけなくなるんですけど。
0:36:17	一方で持ち出すところがあるわけでもないの、そうする等、空き容量は確保しとかなきゃいけないんじゃないのかっていう気もするんですよね。その点がいまいち説明されてないんですけどどうなってますか。
0:36:34	はい。
0:36:37	日本原燃のハヤミでございます。
0:36:42	今持ち出し場所ですね、やはり 1 となったときにということなんですけども、原告考えております。運用としては、
0:36:58	そして、
0:37:00	検査室の仮置きがない。そういったものを活用することで、必要な対策ですね給料トピックスピット部分のコピーを確保する上で、
0:37:13	必要なガラス固化体の移動場所が確保できるだろうというふうに評価を行ってございます。
0:37:25	規制庁コサクです。わかりました。その点、エビデンスを整理して提示してください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:33	値上げの関係です。承知いたしました。
0:37:41	規制庁井戸水、どうぞどうぞ。何かあるかっていうのを聞こうと思ってたら、どうぞ。
0:37:48	資料 1-2 に移ってもいいですか。
0:37:54	規制庁イノマタです。どうぞ。
0:38:04	資料を 1、すいません規制庁イノマタです。資料 1-1 に関しては特にほか何かありますか。
0:38:14	なければ資料 1 のほうに移らせていただきますが、よろしいですか。
0:38:22	はい、じゃあ、次資料 1-2 のほうの話をしましょう。はい。コサクさんが何か発言ありますか。
0:38:47	規制庁イノマタです。江藤コサクさん先ほど資料 1-2 のほうで内申し訳ない見ると西多摩されてました。
0:38:57	規制庁コサクです。資料 1-2 の眼の水晶体のほうは話を、このあと 1-31-4 でお聞きしてということなんですけど、新規制基準のほうでいくつかに示された。
0:39:14	スケジュールだと来週に資料提示があってヒアリングをしていくということだったと思うんですけど。
0:39:23	その点は準備が遅れてるということなんでしょうか。
0:39:30	ちょっと日本原燃のハヤミでございます。ちょっとうまく、今後ページ設工認のヒアリング等のそういったものとの賄う考えて実施していく必要があると思っております、その中でセンサの説明資料としてしっかりしたものを出して、
0:39:50	説明していくほうがよいのではないかとということで、ちょっとお時間をいただければということで、少しスケジュールのほうに出してございます。
0:40:00	規制庁コサクです。設工認のほうはですね、これまでの補足説明資料の内容からして議論できる歩道書き込まれてないというようなことがあったので、ちゃんと書き込んだスケジュールにしてくださいねっていうお話をしていますけど。
0:40:20	保安規定の場合は、
0:40:22	この新規制基準とは言っても濃縮で実績があるわけですし、
0:40:29	やることは決まっているので、
0:40:33	1 週間よりもむっというの何が何だかよくわからないですね、
0:40:41	一方で、設工認のほうと言われても設工認もこの時期に、じゃあちゃんとしたものが出るのかということもあるので、
0:40:49	出せる時にはだして、
0:40:51	言っていたいたほうがいいかなというふうに思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:00	案件のハヤミでございます。だめ佐賀のちょっと若干またスケジュールを見直しさせていただいて規定の
0:41:10	何ですかね、新分割申請の考え方を含めまして、いつんと2月5日に御説明した資料のタイミングま18日ぐらいの
0:41:21	資料提出で24日ですかね。
0:41:25	吊具での確認というか、そういった形でちょっと見直しさせていただきたいと思います。
0:41:34	規制庁コサクですヒアリングを実際にヒアリングの時期はまだ設工認のヒアリングとの兼ね合いもあるので、それで調整をさせていただきたいと思いますが、資料提示は今言われたようなところで準備を進めていただければと思います。
0:41:50	もし他に資料1-2がなければ1-32通いただいんですけど、よろしいですか。
0:41:59	はい。
0:42:00	規制庁イノマタです。今ちょっと資料早めに出すという話がありましたが予想現段階で考えられているところで、今この24日に資格はついている資料が全体的に、18日なりに出てくると。
0:42:18	ああいうような感じで理解しておけばよろしいですか。
0:42:22	それともこの中である部分だけ出しとかっていうのがありますでしょうか。
0:42:30	日本原燃の古泉でございます。ちょっとできるだけこの4項目について18日ですね、に
0:42:44	資料のほうに報告できるように進めさせていただきたいと思います。
0:42:51	規制庁イノマタです。4項目すべてそろってからっていうわけではなくても結構だと思うので、作業が終わったものから順にいただきたいのは可能だと思います。なので全体的な作業をちょっと確認をしていただいても早めに出せるものは早目に出しておいていただくと。
0:43:09	ということで進めておいていただければと思います。
0:43:14	はい、日本原燃のハヤミでございます。承知いたしました。
0:43:19	はい、規制庁イノマタですね、そのほか資料1-2について何か確認したい事項ございますか。
0:43:33	はい、規制庁イノマタです。ないようであれば資料1については以上ということにさせていただきたいと思います。引き続きまして資料1-3と資料、
0:43:44	すみません、イノマタ、規制庁コサクイノマタさん側の1-2じゃなくて一応終了って言ったように思ったので、すみません、すみません、1-2です。失礼しました。1-2について終了させていただきたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:59	次に続きまして資料 1-3 と資料 1-4 について確認したいことがあれば、ご発言をお願いします。
0:44:14	規制庁コサクですけれどもまずフジワラさんから確認項目あれば、
0:44:20	聞いていただきたいんですけど。
0:44:24	規制庁のフジワラです。今回変更された部分についての
0:44:32	そう。
0:44:34	適合性と整合性の部分があって今回
0:44:39	乳井さんも、
0:44:42	血症等とかこの辺今後攻撃定義
0:44:48	はい。
0:44:50	事業指定の方の本文と添付書類というふうに記載されているんですが、これはここがすべてという理解でいいんでしょうか。記載箇所ですね、そういったところを対応する部分はここだけ。
0:45:04	ということで理解したらいいですか。
0:45:12	日本原燃のハヤミでございます。はい。本変更に係る該当する事業指定の記載については、今整理を中に記載され、されている部分、
0:45:23	がすべてというふうに考えてございます。
0:45:28	規制庁のフジワラで理解しましたので、他の施設の部分に対しても、基本的にここに書かれているところに対応する部分すべて記載されているという理解で理解いたしました。
0:45:42	規制庁コサクです。
0:45:44	&わたしは理解できなくてですね、
0:45:49	説明でも 4 地域をそれぞれ一緒ですって説明だったんですけど。
0:45:55	書いてある内容は再処理等濃縮は放射線管理の本文事項ということだけを書かれてるんですけど。
0:46:05	一方で、管理と埋設は、位置構造設備系ですということで書かれて、扱いが違ってるんですね。
0:46:15	ですけど、図る設備については位置構造設備があるかもしれませんが、
0:46:22	実際に放射線管理をするという。
0:46:26	日バックの通知を測って管理するというのは、やはり放射線管理であろうと。
0:46:32	ということがあって、
0:46:36	今、
0:46:37	私が言ってるのは、許可指定許可側のポンプですね。
0:46:43	そこのピックアップの仕方がないと思ってます。
0:46:48	基本的には

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:51	全事業ともですね位置構造設備の計測器関係のところと、鎖線管理のところと いうのは一石挙げてもらって、
0:47:02	ただ書いてあるのってこの程度ですよっていうのであればそうそういうのが見 えればいいということだと思いますので、そういう関係からすると、添付のほう も同じように拾っていただけたらいいかなと。
0:47:17	思うんですけど、実際作業してみたときにどういう状況で、こんな資料になっち ゃってるんでしょうか。
0:47:46	日本原燃の紙でございます。ちょっと今ちょっと確認させていただきますけど、 すいません。確かとかアート廃棄物管理の許可ではですね、存続に
0:47:58	最初に、それからウラン濃縮と同様な記載がなくて、ちょっとどこにひもづける というかどこをするかということで整理をさせていただいたときに、
0:48:11	この I 系と一般構造というところを呼び込むことにしております。
0:48:19	ちょっともう一度そこはきちんと確認をして今言われたの計測器ですかね、そ ちらとの関係も含めてちょっとどういう記載にするかについては、すいません。 紳士必要に応じて修正をさせていただきたいと思います。
0:48:37	規制庁コサクです。
0:48:39	今言われて少しわかりましたけど
0:48:43	ロッカーの本文事項の要求が事業によって違って、放射線の被ばく評価 ですね、の関係についての本文事項としての要求がないということですか ね。
0:48:59	はい。
0:49:00	日本原燃のハヤミです。その通りでございます。
0:49:04	規制庁コサクです。わかりました。と言いつつ、
0:49:10	全く違ったような書きぶりっていうのもっとかと思いますので、可能な再処理 濃縮のほうも設備としてはどうなってるのかっていったところなりで 4 事業並び をとってどうなってるかっていうのが説明できるように資料を作っておいてくだ さい。
0:49:31	値上げのハヤミでございます。承知いたしました。
0:49:42	一応コサクです。フジワラさん、続きはありますか。
0:49:48	系統のフジワラですと 1-3 に関しては特に別途ありません。
0:50:03	規制庁の私 1-4 についてそうしましたら話をするようにいたしましょう。何か 確認したいことありますか。
0:50:15	規制庁の藤村です。市野様に関しまして、注 7 条の 1 項の 9 号のところ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:26	ところの線量なところですね、そこに別居別表の 45 というところで、こういった関連の条文があるというふうに記載されているんですけども、それ以外のところで記録であったり、
0:50:42	そういったところも一部関係はするのではないかなと思うんですけど、その辺りの整備の状況ってどうなっているのか説明してください。
0:50:59	日本原燃のハヤミでございます。
0:51:01	おっしゃる通りこの変更自体ですね別途 45 の線量限度の文言自体は最終的には記録等のクリープ変わってくるものがございますけども、そういったことを記録することを含めまして、すべて時保安規定で 120。
0:51:19	この上の記録の中で記載をしてございますので、
0:51:25	そこの何ですかねこん規程としての変更というのはないものと思っておりますので、そこを直接この 40、今回 98 の別表の 45 とひもづけるところまでは不要ではないかというふうに思っております。
0:51:42	はい。
0:51:44	とのフジワラです。多分記載の程度をどう確認すると変更自体はなさそうだと思うんですけども、これに対応するところと関係するところはどこにあってこの程度の記載なので変更は要らないっていうような説明がちょっとあってもいいのかなというふうに思ったんですけどいかがでしょうか。
0:52:08	日本原燃のハヤミでございます。
0:52:12	はい。
0:52:15	それと隅から
0:52:22	策です。ハヤミさんがどうしたらいいかわからなそうなので、明示的に、
0:52:27	お伝えをすると、記録のところに条文書いてください。
0:52:33	備考欄でもつくっていい。
0:52:37	今回の変更の部分はこうやって、
0:52:39	この条文のこういう形で読めますということで変更不要と判断したっていうことを書いてください。
0:52:47	はい、日本原燃の早海でございます。ちょっとそのように修正のほうさせていただきます。
0:53:00	規制庁イノマタです。その他確認したい事項ございますか。
0:53:13	規制庁イノマタです。よろしい系れば、本日の今日資料、すいません 1 シリーズの内容に関して、事業所のほうで対応する。
0:53:31	事故について説明をお願いしたいと思います。
0:53:38	はい。それは日本原燃のハヤミから本日も所ヒアリングを踏まえた利用者の裁量事項について説明させていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:48	まず資料 1-1 でございますけども、こちら今回第二段階で反映する事項につきまして、その分類という表の中でどう実現いたしましたけれども、その分類がですね、適切かどうかを確認するとともに、
0:54:08	範囲事項のうちがどれがあと二つ復習書いてあるものがございますので、それがこれがどれに該当するかわかるように整理をして記載を修正することと、
0:54:21	それから 3 種類施設と廃棄物管理施設等で当期賛成防波かった項目について、ちょっと抜けがないかというところをもうちょっと現場を確認をして修正することと、
0:54:38	以上の 2. と思っております。それから申し上げ等を
0:54:43	そのみの点検ですね、
0:54:52	ちょっと圧力架構につきまして、その保安上支障がないことということの説明について今後関係力確保できるというところの根拠についてペーシヒアリングの中で示すことというふうに理解をしてございます。
0:55:12	一番中央以上の 3 点と考えてございます。
0:55:16	資料 1-3 につきましては、地域基準の関係での
0:55:23	資料の提出について、早めに出せるところはハヤミだということで、一部
0:55:31	資料提出。
0:55:33	それについて見直しをさせていただきたいと思います。
0:55:39	資料 1-3 につきましては、資料 1-3 については、利用してですね、例の関連するかとの
0:55:50	拠出について 4 事業との整合等を踏まえて見直しを行うことと理解をしてございます。
0:55:58	資料 1-4 につきましては、次を変更いたしました線量限度の変更が記録との関係でどうかということが明確になるように、資料のほう修正するというふうに時では他行事項というふうに考えてございます。
0:56:23	規制庁イノマタです。今お話いただいた点に対して何か補足することはありますか。
0:56:39	規制庁イノマタです。よろしければ内容的にはそれに対応していただくということになるかと思いますが、資料の再提出時期のスケジュールというのとはどんな感じになりそうなのかっていうのを説明してください。
0:57:02	はい。南限のハヤミでございます。
0:57:09	資料 1-1 につきましては、2 月 15 日の審査会合への資料ということで考えてございますので、
0:57:18	ちょっと今から直してですね。
0:57:22	明日 17 の拠出を考えてございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:29	それから、資料 1 号 2 から次の 4 につきまして、
0:57:36	明日
0:57:38	につきましても、明日
0:57:41	検出できるように、作業の方進めさせていただきたいと思います。
0:57:52	規制庁イノマタです。資料の提出時期は統一わかりました。ただ基礎確認をしていただいた上ですね、提出をしていただくようお願いしたいと思います。
0:58:08	右上の中身でございます承知いたしました。
0:58:14	規制庁イノマタです。そうしましたら資料の 1 シリーズのですね。ええと保安規定の話は以上で終了させていただきたいと思います。
0:58:28	引き続きまして資料の
0:58:35	はい。
0:58:37	2 のほうの施工認申請に係る対応状況という話に移りたいと思いますが、ちょっと人の入れ替えがございますので、少し休憩をさせていただきたいと思います。
0:58:53	またサカイについてはご連絡をいたします。以上です。
0:59:02	亀田オオクボでございますしました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁イノマタです。それでは再開したいと思います。次の話として資料 2 の施行に申請に係る対応状況ということで、これは前回のヒアリングを踏まえて、
0:00:17	日本原燃の方で資料を修正したというふうに認識しておりますので、修正点のポイントを中心にですね、説明をしていただければと思います。それは原燃のほうから説明をお願いします。
0:00:34	日本原燃のフジノですそれでは数量について説明させていただきます。当然解決したときからの変更点を中心に説明します。
0:00:43	まず途端でいただいて 6 ページ目までは特に大きな変更はなくて 7 ページ目。
0:00:50	お願いします。
0:00:52	7 ページ目にですね、前回までは指摘事項に対する回答という形で、資料構成していたんですけども、今回それをすべて見直しております。それでは 7 ページ目分割申請計画全体計画と申請書の構成ということで、考え方を含めて記載しております。
0:01:09	真ん中の段で分割申請の考え方、それから一番下のこっちはですね、前回まで 1 回から 3 回という考え方を中心に示していたんですけども、この設工認の申請本数ですね、それがわかるように整理したという記載をしております。
0:01:24	それからこのページの一番上のところで再処理施設の分割しか読めないような記載になっていますので、その点は今時開始に向けてちょっと修正させていただきます。申し訳ございません。それから 8 ページ目、こちらはこれまで実施してきた内容ですね、を記載するとともに、今回の
0:01:42	審査会合資料の説明方針を記載しました。
0:01:47	それから 10 ページ目をお願いします。
0:01:51	9 ページ目のですね、今回第 1 回申請どのようなことを実施したかということに記載するとともに、再処理のですね、1 項変更申請等 2 項変更申請の振り分けの考え方を示しております。
0:02:04	それからその次の 10 ページ目をお願いします。
0:02:07	こちらはですね第 2 回申請の考え方ということで、16 ページ。
0:02:13	ちょっと開いていただくと。
0:02:18	こちらの方ですね分割がどのようになっているのかという図とともに今回第 2 項については、2-1 から 2-5 という形で分割して申請の申請するということでそれぞれの内容について説明しております。考え方といたしまして、あんなことに期待しておりますけれどもまずあの再処理。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:37	全体工程を踏まえて優先する設備ということであると重大事故の'施設であったり、いろいろの試験MOXの関係それから隣接建屋の影響、そういったものを並べております。
0:02:49	11 ページ目も第 2 回申請のか考え方の続きでございまして、こちらは 2 施設ですね、廃棄物管理施設の竣工に係る設備とそれから廃棄物貯蔵施設ですね、こちらのほうの共用ということで右のファン絡みの後の分割申請の考え方について示しております、
0:03:08	その下に第 3 回申請ということで、1 回 2 回の申請対象以外の設備、それからの設計に時間を要しているもの等々記載してございます。
0:03:18	それから、12 ページ目からですね、こちらはMOX燃料加工施設の考え方ですし、記載といたしましては第 1 回申請は事実関係を並べておりまして、12 ページから 13 ページにかけて、第 2 回申請回 3 回申請第 4 回申請ということで、
0:03:37	それぞれ 2 項変更申請と一基の第 1 項の新規申請ですね、このような設備があるかというところを記載してございますが、それから 14 ページ目、ウラン濃縮加工施設でございますが、こちらのこれまでと同様第 1 回から第 5 回の申請内容について概要を記載しております。
0:03:56	1056 は、特に大きな変更はなくてですね申請の番号を特に 16 ページ中心にそれはしていただいたというところが変更点になります。
0:04:07	ただ 17 ページ目と 8 ページ目も、大きな変更点はなくて、この表頭のところに、この申請の割り振りですね、再処理になりますけども、やっぱりフジノを記載させていただいております。
0:04:19	それから 19 ページ目以降が、設備選定の話になってございまして、こちらがですね選定に係る対応状況ですね、再処理中心になりますが、どのような対応で設備網羅的に抽出しているかという御説明を具体案をもとに説明することを考えております。
0:04:35	20 ページ目のほうで 1 ポツから 3 ポツでどのような流れで作業してきたか。
0:04:41	それから 21 ページ目で実際の 1 ポツの対応の概要ですね、該当する箇所であったり色塗り、それから、22 ページ目のほうに行きまして、少々対象仕様表記載対象機器と基本設計方針対象機器を分類ということで、
0:04:59	そのように考えて、設備の分類していたかというポイントを記載してございます。
0:05:07	23 ページ目のほうに実際の設備リストの具体例、それから 24 ページ目のほうでフローのプロセスですね、こちらをお示してございます。それから、25 ページ目で各設備ごとに分類した結果の整理ということで、障防法整理してございまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:26	26 ページ目のほうで今後の対応ということで代表系統設備エビデンス類をお示してもらって、網羅性を説明していく予定だというようなことを記載させていただいております。
0:05:39	それから 27 ページ目が今後のスケジュールですね、どのような攻め間接形で設備リスト見直していくかという予定を示してございます。
0:05:49	それから 28 ページ目に 19 ページ目でこちらがですね、28 ページ目からが基本設計方針帳票を各説明書で記載すべき事項ということで、前に、30 ページ目に記載してございますが、基本設計方針。
0:06:05	資料表で添付書類、こういったものにどういったことが期待されるか全く記載事項の事例なんかをこの表の中でお示しております。
0:06:15	それから、31 ページ目からは、ウラン濃縮加工施設になってございまして、32 ページ目は特に大きな変更ございませぬ。33 ページ目で赤字の部分ですね申請区分①と②というところですね、こちらを新たに追加してございます。
0:06:32	それから 34 ページ目のところですね、注釈のほうを赤字で追記してございます。それからこちらの昨日のヒアリングでも指摘いただいた点もございまして、その辺りを踏まえてですね、修正することを今考えております。
0:06:51	簡単でございますが、説明としては以上になります。すいません日本原電の入谷です。すいません。1 点だけちょっと補足させていただきますが、11 ページなんですけれども、11 ページの部分にですね。
0:07:07	第 3 回申請のところの二つ目のポツの部分にですね。ええと火災と溢水と薬品の防護設備を申請するものがあるんですけども、こちらに合わせてですね。紐づけてすべての申請設備及び防護設備が
0:07:24	申請されましたこの第 3 回に合わせて評価結果を説明する旨の記載がですね現状ちょっと抜けておりましたので、そちらは等を追記させていただきたいと考えてございます。以上です。
0:07:44	規制庁イノマタです。ただいまの原燃の説明に対して何か確認したい事項等ございますか。
0:08:03	規制庁カワモトです。今日の説明資料右下 14 ページで、ウラン濃縮の加工施設の申請の分割Ⅱ、
0:08:14	データされる各階の申請の状況の説明について説明いただきたいことがありますと、これ個別のところ
0:08:24	いけばよかったんですが、今日の資料でちょっと気づいたことがありますので、改めての確認です。今回の第 4 回申請っていうところなんですけども、これは過去の第 3 回申請まで

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:40	時出された申請書の中で、第4回出す範囲っていうものと今回の実際出された第4回申請っていうのは若干変わってるかと思うんですけども、こちらについての変更も考え方についてどういう考え方で今回第4回、こういうふうに申請したか。
0:08:59	今も簡単に説明してください。
0:09:03	塩分のフチノです。洞道第3回から4回誤解もともと第1回第2回はここに書かせていただきました通り、トラブル関係の復旧工事を優先するということがメインでありました第3回から5回までは、
0:09:20	追加安全対策を新規性基準に適合させるための工事を行っていくために申請をしたと題するアト大きな各位としては第3回は建家関係機器を収納する建屋、まず濃縮工場が建てられ最終防御すると。
0:09:39	設計になってますので、建屋関係を第3回目に申請と第4回目は先行して織り込んで工事を行う基幹系、これを主体に第4回で申請しております。
0:09:54	次の第5回で先に取り込んで工事を行ったものの周辺に経営事項対応の対策になるHFセンサーですとか温度センサーへとそういったものを取りつけていくという工事を第5回の申請で、
0:10:10	行っていくというような大きな考えのもとで3回4回5回の分割をしております。その中で工事工程等をいろいろ考えていく中で多少の出入りは出ておりますけれども、
0:10:26	大きな申請の取り分分割の考え方としては今のような考え方を基本として分割申請をしております。説明以上です。
0:10:40	規制庁カワモトです。承知いたしました。例えば第4回申請引きますと、最後のポツでモニタリングポスト検層系の話とかっていうのが出てきたりするんですけども、こういうところが工事の進捗に応じて
0:10:56	変更になってまとめて申請なさされたということでよろしいでしょうか。
0:11:03	日本原燃の淵野です。伝アトモニタリングポストにつきましては、こちら、平成30年の11月12月のころに、
0:11:14	主盤
0:11:17	モニタリング設備に関する原子力施設の周辺モニタリング設備に関する設置状況についての
0:11:28	調査確認というのが審査会合5インチの規制委員会の審査会合審査会合で原子力規制委員会の中で行われてたと思います。その中で、トモニの原子力発電所が主体ではありましたが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:45	確認の施設のサイクル施設も含めて、できるだけ速やかに周辺モニタリング設備の環境整えることというお話があってモニタリングポストについては、工事の中でもできるだけ先行して行っていこうと。
0:12:02	ということでこの第4回に入れております。説明以上です。
0:12:11	はい。規制庁カワモトです。承知いたしました。この資料でもしそうですねと反映できるもの、あとは説明いただくことになるかもしれないんですけども。
0:12:24	前回の参加委員3回に分けて下層出した申請書の中で4回以降こういうふうに申請しますっていうところと実際の今回4回目申請出されたところの変更があったところはですねと明らかにして明確にして説明にし、
0:12:42	していただければと思います。以上です。
0:12:45	フチノでしょといたしました。
0:12:55	規制庁中です。
0:12:59	今日の資料のですね、
0:13:02	説明の内容なんですけれど、ちょっと前回のヒアリングはまた少しいろいろ変わってるのは見受けられるんですが、
0:13:12	それで
0:13:15	設工認申請に係る対応状況ということで、
0:13:19	言いますと
0:13:21	その全体として、それぞれについてですね、どういう課題があってそれが
0:13:28	ある程度その整理が進んだのか進んでないのか。
0:13:33	そういうところが非常にわかりにくい資料かなと思ってまして、別に
0:13:39	前回の市会合での指摘対応ということだけでなくですねこれまでの議論をしていく中で今いろいろと課題が出ていて、実際申請がされて、
0:13:53	なおかつ
0:13:56	前回の会合ですね、いろいろ指摘をした中でそういうものも含めてこれまでの会合ですね、ある程度課題というものが浮き彫りにされたものについて、それがどういうふうに何が課題かということを確認して、
0:14:14	それがどういう状況なのか、ちょっとそういう説明の観点が少し欠けているかなと思ってます。これだけ見ると、今日の資料を見るとですね本当にこう整理する予定とか整理しましたっていう結果だけが書いてあるんですけど。
0:14:30	どういう課題のもとにこういう整理をしているのか、その繋がりをですねちょっと資料の修正、あんまりまた、これ以上ガラガラとかあるのもどうかと思うんですけど。
0:14:42	少しですね簡単ではあるんですけどそれぞれの例えば全体計画なりその設備の抽出ないですね、そこ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:52	それぞれについて、
0:14:55	課題及びそれを含めてどういう状況なのかっていうのをちょっと説明していただきたいんですが、
0:15:02	運営者でございます。今ほどございました通り確かに我々が今考えている絵姿を書いているところで現状 12 月に出ささせていただいた申請書でどういう問題があってそれをどう解決するかってのははっきり面積ってないところが御指摘の通りだと思います。
0:15:20	まず新分割申請計画答申して全体計画の申請の構成につきましては 7 ページに書いてあるのが、我々として目指したい姿でございます。これは特にこのためと書いてあるダイヤモンド二つのところができてないという耐震性対象と
0:15:38	設計方針であったり仕様表商標申請対象ごとについてないですが、添付書類の紐づけてのはうまくできてなくて何が申請対象なのかが明確でないということ。
0:15:50	というのとあと基本設計方針や経営添付書類についても、全体としてのどこが申請対象なのかということも含めて整理ができてないので、こういったことを 1 回目の申請に対して整理することはもちろんのことをただし書きで書いて取り込む出てくる組換えに開口のし、
0:16:10	聖書ごとでもその日のづけというのを整理していかないといけないということで認識をしてございますものを今後やっていかないといけないことがまず宿題は傍らやんなければいけないことで、現状は、少なくともこういうことが問題だということに
0:16:28	やっぱり気づきましたということかもしれませんが、それが分割申請の考え方のところでございます。
0:16:35	今とりあえずという形で 1 項 2 項の変更があったり、木製ば 2 項の変更と以降の新新規の申請控除ごとの何が対象かという分割例えば整理しましたが先ほどあった宿題がまだ整理しきれてないという状況です。
0:16:53	設備設計という方は少なくとももれなく設備が抽出できたかということに対する御回答という意味ではこういう我々やり方でやってますということまで言ってますので、それがプロセスとして適切なかどうかということまでは議論ができていないという意識とあとは、
0:17:13	システムものに対する設備の抽出というのを正しくできできるやり方なのかというものも含めて、まだ整理して御説明できてないという認識でございます。ことも含めて今回 20 ページ以降に書いたフローにした合併
0:17:31	ここの系統の設備に対して正しく、漏れなく、申請で準備を抽出してその機能要求機能との義務づけをしていくというのは、27 ページに今後のスケジュール

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	案ということで示させていただいたもので再処理は今例示として示してませんが、MOXも含めて必要なもの。
0:17:51	やっていくということでございます。
0:17:55	佐藤 28 ページ以降にあります。基本設計方針仕様書添付書類の記載内容の整理につきましても、5 日の日に御説明させていただいた内容が 29 ページに書いてある内容でございます。ただ、こちらもこういう基本的な考え方で整理をしていくと。
0:18:14	いうことで前回御指摘いただいたものを 30 ページに理事として整備をしていますが、すべてに対して先ほどの分割申請での日の生理学も含めて、しっかりと基本設計方針仕様書を添付商品それぞれ何を書くべきかということ整理をして、
0:18:32	検体の比仕分けというものを適切にやるということが必要な宿題だという認識でございまして、まだこの例示を書くと、基本的な考え方をお示するという状況にあったという状況でありまして
0:18:48	これが具体の展開を今後示させていただくのが宿題ということでございます。
0:18:54	YKT全体としてはこういうことなんですがそういった今ご指摘いただいたことの何語問題でどういったステータスでこんなにやらなければいけないと思っているかということのサマリー的なものをそれぞれ一番前に付けるなり何なり、ちょっと資料としては、
0:19:10	修正を考えたいと思います。
0:19:17	規制庁の中で概要はわかりました。そういうことで少しそ外から見てもですね どういう状況かというところがわかるように、当日も御説明いただくようお願いいたします。以上です。
0:19:40	規制庁イノマタですその他何かありますか。
0:19:48	規制庁コサクです。今の話で何となくわかったんですけど、7 ページの一番下のただし書きで書いてあるのは、今後、第 1 回第 2 回第 3 回という言い方は、
0:20:05	しませんということ言っているのか。
0:20:08	そういう言い方はするけども、申請書単位で整理は進めますということなのかどっちですか。
0:20:18	上下にイシハラでございます。第 2 回、第 3 回とかっていう言い方は
0:20:26	工具もさせていただきたいと思います。ただ、申請書として何が申請対象かということも含めた整理の話をするときには、同申請書の単位として整理をして説明させていただくようにしたいということで考えてございます。
0:20:45	規制庁コサクです。事業者がどう呼ぼうとあまり
0:20:51	なんですかね。手続きに阻害があるわけではないんですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:55	前もお伝えした通り、優先順位をはっきりしてもらわないとどっちでどう審査を進めていけばいいのかわからないので、そこは整理をしていただければと思うんですね、その関係で特に第2回ですね、10ページのところ、
0:21:13	2-12の2項、2-3-2-4に上って、
0:21:19	いうのは明らか実際3分冊なわけですよ。五つというよりは、
0:21:27	扱いとしてですね、その上で、第1項申請第2項申請の関係というのをそれぞれ整理をすると。
0:21:34	いう関係性にあるので。
0:21:36	考えを示してもらわないとっていうているんですけど全然回答がないと。
0:21:43	ということなので、その下の回答がないというとまた怒られるのかもしれませんが、9ページに書いてあるので考えにはなってませんから。
0:21:54	対象設備が違いますと言ってるだけで手続き上どういう工夫をするのかっていうことには全く回答してないので、
0:22:01	側溝は整理をして、
0:22:04	説明いただきたいと。
0:22:07	思います。
0:22:08	さらに第2回と第3回をどういう考えで分けていくのか、基準との関係でどうなのかっていう、7ページで、
0:22:19	考えるべきと言ってるようなことが説明されていないので、そこも説明していただきたいんですけど、まだ整理できてないんだったらその旨ちゃんといっていたきたいと。
0:22:32	いうところ。
0:22:34	うんて同じように先ほど少し濃縮の話がありましたけどMOXも含めてですね、そういった視点での説明がなくて単に工程ですとしか言わないので、審査で気をつけなきゃいけないところとあっていう検討の説明がありませんから、そこも、
0:22:51	追加をできるなら指定できないなら検討中ですということでお伝えをいただきたいと思います。
0:23:03	業務にイシハラでございます。今全事業にわたって今御指摘があった点が回答できてないというのは認識をしております。それを整理して回答しなければいけないという宿題だと思う認識をしておりますので、
0:23:18	先ほどのご指摘年全体の保守的で何とんどんステータスには宿題だと思っているかということも含めてわかるように書かさせていただきますと、あとはご指摘の通り、技術基準への適合という関係で、設備ごとにこう分けてはみたものの、やはりどういう整理でいくかというのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:38	しっかりと検討が必要で、そこがまだ入手できてないのも実態でございますので、その整理を早急にして説明をさせていただきます。
0:23:56	規制庁価格です。よろしくお願いします。
0:24:00	最低限お聞きしときたいのは、9 ページのですね。
0:24:03	1 項 2 項の関係で、
0:24:06	竣工している既設設備って言っているのが何ぞやっていうのを確認しようということだったと思うんですけど、プール等って言われちゃうとですね。
0:24:17	等が余りにも広くて、
0:24:20	特にいく話題性のユーティリティー関係なんですけど、そこが曖昧にされちゃうと結局議論も何も無いんだと思うんですけど、どうなってますか。
0:24:43	ちょっとすみません、日本原燃の清水です。1 項申請の範囲に今ご質問ありましたユーティリティー設備につきましては、
0:24:52	すみません、ユーティリティー設備につきましては、もともとこのF施設の例えば状況供給するラインであったり、本体に向けて供給するラインっていうのを分けて設備設計しておりますので、
0:25:07	1 項 2 項にそれぞれユーティリティの設備というものは入っていきます。
0:25:13	ただ、この設備としては、弁等で分けられておりますので、
0:25:18	ハードとしては別物になっております。
0:25:22	規制庁コサクです。そういうのをちゃんと確認するっていうのが前回の宿題だったんじゃないかなかったです。
0:25:31	はいわかりましたけど、
0:25:34	はい。
0:25:40	すみませんと整理リース売り上げのシミズです。整理させていただいた上で、こちらの内容のほう確認させていきたいと思います。
0:25:51	規制庁不足ですか。
0:25:56	1 回会合だけじゃなくてヒアリングを全体的にですね同じことを何度もやりとりするから時間がかかるので、
0:26:04	あと、確実に処理していくってことで進めないと、効率的にっていうのは全く実現しないんで、そういうのをよく考えて、
0:26:16	会合なりヒアリング終わったときに何を対応して終わりできるかということを議論するっていうのが電力支援を含めて全体でうまく回せる方法だということから半年前から
0:26:29	考えてやられたやられることにしたんだと思ってたんですけど、全然実現できてないので、
0:26:35	よく考えて対応してください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:43	日本原燃の阿保でございます。すいません今ほどの回答がちょっと宿題を意識した回答になってなくて申し訳ございませんでした。ご指摘いただいたことについては一応ヒアリングは終わった後に何を対応すべきかということは整理した上で、
0:26:59	この等の中身についても社内的には整理をオオオカ進んでおるんですけども、すみません今日会合資料という立て付けの中でここをちょっと説明するという意識が強かったもんですから、今そういう回答の仕方になってしましまして申し訳ございませんでした。
0:27:16	今後ご指摘いただいた事項について、しっかり整理したものが御説明できるような準備をして望よりいたします。
0:27:29	規制庁コサクです。今のデモに全部できるんですけど、ヒアリングで回答すればいいや審査会合またじゃないやっていうレベルが余りにも
0:27:40	過ぎなんだと思います。全般的に、前も2枚の資料のときにもお話各位からしましたけど、
0:27:50	審査は基本的に審査会合でやるもので、
0:27:56	特に私が発言するようなレベルのものっていうのは議論を要する、必要な場所なので、それを明示してないっていうのは、審査をしてもらうということでの情報提示を考えていないということなっちゃうと思います。
0:28:14	ので
0:28:16	特に今の第1項第2項で或いは手続き上どちらでどう処理をすべきかという大事なポイントなので、そういった問題意識をちゃんと共有するっていうことをもう大事ですから、
0:28:29	県そういう意識をちゃんと浸透させるようにお願いします。
0:28:35	日本原燃の久保でございます承知しました。
0:28:44	規制庁コサクです。そのあとの設備選定もですね先ほどのイシハラさんの回答で、現状の状況っていうのをお伝えいただけるということだと理解をしているんですけど。
0:28:58	一応この話は申請前に審査会合何度もやってこういうことが必要でっていう話を
0:29:07	した上で申請されていて、
0:29:10	にもかかわらず、引き続き鎮静後にこういう話が必要だと。
0:29:16	いうのが何でかっていう話がないと何もよくわからないんで、そこら辺がわかるようにしていただきつつ、現状がどうなのか。
0:29:25	ていうことを一応27ページでスケジュールが示されてるんで、何となく見えなくてもないんですけど、もうちょっとわかりやすくしていただけたらなと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:40	日本原燃の田中でございます承知いたしました。
0:29:47	規制庁コサクですって後濃縮のほうは資料を前回ヒアリングの結果を踏まえて少し見直すと言われてたんですけど、どういうふうの日直されるのか、方向性をご説明いただけますか。
0:30:03	日本原燃の瀧野です。これまでは先日2回目のヒアリングさせていただきましたが、主に申請書に記載にされてることの関係性ですとかで事実関係の御説明を主体に先にして、
0:30:20	それから技術基準適合性の説明という流れで考えておりましたが、一応3回目までにその申請書に書かれてる内容の事実関係の御説明を終えるというヒアリングをさせていただくつもりでしたが、3回目以降次回以降は、
0:30:37	技術基準への適合性の説明をしたいにおいて経営せて説明をすべて終わるといことで今スケジュールのほうを見直しておりますので、そういう説明をしていきますということがわかるような骨子に変更することを考えております。
0:30:58	御説明は以上です。
0:31:02	規制庁コサクですわかりました。まずそうすると大ブックの書き方も含めて変わってくるかと思うんですけど、この内容はあんまり説明していただかなくてもいいかなと思って、今言われたように、その全体の体系みたいなのは、
0:31:19	前これよりも前で説明いただいたことを
0:31:24	THAI同じように対応していきますということでよくて、それが第1回第2回を
0:31:32	踏まえて明確になったので、第3回ここで書かれているところというよりは、
0:31:38	4階5階で行っているような個々の要求事項に対する対応状況とかというのを説明をしっかりやっていきますと、
0:31:49	いうその大枠の
0:31:51	方向で一時的にさせていただくということが大事なと思いますので、
0:31:58	資料の修正を見させていただければと思っています。
0:32:02	以上です。
0:32:04	4番目の質問です。はい、了解いたしました。
0:32:14	規制庁イノマタです。ほか何かございますか。
0:32:29	規制庁コサクですね、ちょっと細かな話なんですけど、21ページ。
0:32:37	に書いてあります。
0:32:40	重要なポイント。
0:32:44	なんですけど。
0:32:45	この交通はどういう関係にあるのかなんですけど、一番最初のポツで、許可申請書の全範囲が設工認申請範囲だっというの、
0:32:58	どういう意味になるんですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:03	日本原燃松岡です。はい。こちら 1 ポツ目ですが、
0:33:10	前全箇所店舗位置というものを使ってSReH説明だったんですが、事業変更許可申請に記載した多くという範囲としてはそこに記載している全範囲とその下に設備がカバーされるわけなんですけど、
0:33:28	スコープとして全範囲ということで体育館とかですね、そういったものはもともとこのスコープの外にあるということで、前回のヒアリングの共通の 03 という資料では、そこについてはちょっといろいろ書いてたんですが、ここで 1 ポツ目で申し上げたいのはそういうことでございます。
0:33:48	規制庁、古作です。この言葉だけだと、許可申請書に書いてあるものを横切購入すればいいんだというふうに読めるんです。
0:34:00	というところでちょっとミスリードするので、趣旨をちゃんと書いていただかないと意味がわからないかなと思いました。
0:34:09	日本原燃の松岡です。はい、御指摘、承知いたしました。
0:34:28	規制庁イノマタです。法か何かありますか。
0:34:37	規制庁コサクです。
0:34:39	それで、今後どうなるんですかっていうことなんですけど。
0:34:45	27 ページには、選定の話でスケジュールがあるんですけど。
0:34:53	一応選定の
0:34:56	精査っていうのは、
0:35:01	真ん中のヒアリング三つっていうところまで一通りやり切ると。
0:35:08	いう
0:35:10	ことの意味でいいですか。
0:35:16	カミデマツオカです。はい、今一度オオオカは、今ご指摘の答えいたします。こちらあのちょっとスケジュール 17 ページをもとに御説明しますが前回 5 日の日にですね資料 2-03 といったもので我々の網羅性の考え方サンプルで、
0:35:36	持って説明をさし上げなぜ説明したと考えるてございます。今後につきましては、先ほど嘘その考え方に基づきましてええと実際のを我々が選定作業を行った結果、
0:35:51	具体をですねまずプール水冷却系の事例でもって説明を行い、行うことを考えてございますが、その後 2 回 3 回と書いてございますが、前設備を対象に抽出を行ってましたので
0:36:08	また代表的なものをできるだけ全体を網羅できるものを持って 3 回程度で実具体で全体のもの説明をしたいというのが今後の予定で精査アート。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:24	もちろん 24 日時点で一度都市設備リストを出してございますので、まずはそのオオオカ市税のベースで持って説明をし、ちょっと我々手持ちの情報で、精神点数が足りないところはヒヤリング用の資料ですね。
0:36:43	作るようなことももちろんいたしますが、基本的には 24 日申請したベースで持って網羅性の全体の設備の網羅性を説明、3 回程度させていただくということを考えてございます。
0:36:56	規制庁の古作です。大変申し訳ないけど、もう申請ベースでどうでもいいんですよ。
0:37:02	ちゃんとできてない部分がもう見つかっているってことなんだから、
0:37:06	過去の失敗したものの説明なんかしてもらっても意味がないから、ちゃんとしたものを説明をする際に、
0:37:14	ここは補正することになりますっていう説明をさせてくれば十分なんですけど。
0:37:19	なんで相変わらず無駄な作業しようとするんでしょうか。
0:37:25	日本原燃の松岡です。はい。
0:37:28	はい。
0:37:30	今のご指摘へ入っ踏まえまして%Post申請で申請ベースでなんかですね、ほとんどそれでこれでいきますということではすいません、ございません。僕与えました。説明 0A、これまでの手間結果も含めてですね
0:37:49	国庫こうしてやっばこうすべきであるといったようなところが、あれ含めてきちんと網羅性を説明いたします。
0:37:59	以上です。
0:38:03	規制庁コサクです。その上で、この第 3 回と言っているところまでで一石が整理必要はあるっていう理解でいいですか。
0:38:15	日本原燃の松岡です。はい、3、この 3 回全体意識を説明したいというふうに考えてございます。
0:38:28	規制庁不足ですわかりました。スケジュールはくれぐれも現実的なところで引いていただければと思うんですけど、これで設備選定の話を進めていくとして、
0:38:40	その前の整理になっている基本設計方針なり申請範囲の整理といったところの作業はどのようなスケジュールなんでしょうか。
0:39:04	日本原燃西原でございます。基本設計方針を含めた申請範囲の整理につきましては、
0:39:14	まずは考え方として、先ほどご説明した全体の方針に従っていくつかの条文に対して整理をさせていただいた上で、それを一度考え方も含めて御説明させていただきたいと思っております。それを

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:31	湖西と言われるかもしれませんが、資料提出を来襲させていただいてさらにその次の週にヒアリングをさせていただいてその考え方で方向性も含めて計装だということであれば全体に展開するところですねそういった段階的なやり方をやらせていただきたいなというふうに今思っていました。
0:39:57	規制庁コサクです。挽回的であること自体は別に構わないですけど、どういう状況なのか、今後どうしていくつもりスケジュール的にすね通していくつもりなのかっていうのは、設備選定のほうは 27 ページで示されているんですけど。
0:40:14	その前の部分がなかったの、そこも介護で明確にしていただければと思いますので、同じように、後ろの本文の基本方針しよう。
0:40:30	添付書類といったところの整理っていうのはどうなりますか。
0:40:38	人間イシハラでございます。こちら部をこちらどちらかなどに書いてあるもの、前回ヒアリングでご指摘いただいており炉の方も含めて見させていただいて、どうい。
0:40:53	あくまですべての評価とかの基本的な設計の条件になるものは基本設計方針データだの時以前から御指摘あったのが基本目標で委員の対象でない部分で基本設計方針改定どこは同じようになれずにですね、機能性能として考えるべきところはしっかり地表に見解するといった仕分けで、
0:41:13	今整理をしまして、こちらも全体としてやはりこれは整理が必要だと思っておりますので一通り魚
0:41:24	同じ先ほども基本設計方針や少年申請ごとの整理ということとあわせて、いろんなタイミングでですね、考え方を含めて、その結果、整理の結果というのを御説明して、
0:41:39	展開して他で展開すべきことが展開しますが、基本はすべてに対して 1 回で多分できると思いますので、そういったことを買収御説明できた場合集合資料 5 出して来週御説明できるような形で見解をさせていただきたいと思っておりました。
0:41:57	規制庁の古作です。わかりました。それも先ほどと同じ色に女を低下します。その上でですね、特に添付書類の方については、補足説明資料とかもう含めて確認させていただいて、その上で、その内容であれば添付書類この程度の記載。
0:42:17	で、理解できますねっていうところの議論が必要だと思いますので、
0:42:22	今の説明は補足説明資料の提示がないものについて添付はどうあるかってのはなかなか
0:42:30	記名辛いんだらうと思っていて、ここの論点について審査会合で今回示してもらう必要はないと前回申し上げた。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:42	ですけど、まだ性資料提示がされていないというところを、
0:42:49	同定上司
0:42:51	審査会合で話をしていくつもりかって言うのは何らか言っていただく。
0:42:59	食うこともあるんじゃないかなと思っているんですけど、現時点で原燃で何かお考えのところありますか。
0:43:17	電源車でございます。今それも考え方がちゃんと原燃の中で整理しているかっていうのは若干問題があるところがあるんですけど、もうかつ考え方が正しいかどうかっていうのも確認が必要などころはあります。ただ、
0:43:32	考えてましたのは、まずは論点新しく抽出するということの論点を抽出するという行為に必要な作業が何があるかというところで、一つは安全審査において、基本的な概念は示していますが、詳細設計に展開する、まだ班員残ってるもの。
0:43:52	事業変更許可申請書であつたり、失礼し、安全審査の中で整理資料で整理をした内容も本文と補足がありますのでその辺の関係で、出血整理の段階拡充を今後しないといけないと思っていた範囲をしっかりと詳細設計にあわせて展開をするということ。
0:44:12	あと全部の比較というのを基本設計方針でつくら添付書類作業しつつ進めてますがそういったもので、設計のが、対象設備の選定ですとか、評価の方法、考え方、そのときに使う判定基準であつたりとか、
0:44:29	ていう方の方に対して同等の比較をして、その違い技術的なポイントで何か違って文献にすべきものがあるのかというのを一連整理をした上で、それに対してコサクが説明な補足説明が必要なものをちゃんと抽出して、すべてパッケージするということが必要だ。
0:44:49	こういうふう考えてます。そういった意味ではそれがすべて今できてるかと申しますと、やはりまだか抜けの状態であつてそれを速やかに整理が必要だという認識でおります安全審査の方の整理しようにつきましてもやはり
0:45:05	補足説明資料と比較しながら項目の整理をして西縁のそれぞれのステップに応じて必要な情報を拡充して整理をするということで今公社債を進めてますが、そちらもまだすべてが果たし切れてるわけじゃないか。
0:45:20	いうところもありますので、そういったもののスケジュール感というのをしっかりと審査会合の場で御説明できるようにはしないといけないというふうには認識をさせていただきます。
0:45:33	規制庁コサクです。今の点がわかるようにしてもらっているのが一番ええ。
0:45:40	いいと思うんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:42	さらに論点だけが補足説明資料ではなくて、実用炉と同じようにエビデンスっていうのをしっかりと提示するっていうことで補足説明資料を出すようにということで、
0:45:56	1からのやむとどこまで必要なのかっていうことだからどう見てくれればわかるんじゃないですかと。
0:46:03	いうことでお話したんで、それが一思いのほか足りないっていうことで、1月、2月時間が過ぎてるっていうことだと思いますから。
0:46:15	その認識っていうのを改めてどう思っていてどう対応しようとしてるかっていうことを悪いっていただければと思ってます。以上です。
0:46:26	ギリシャでございます。ご指摘の点は理解しましたので、資料のほうに反映してい発言できるようにさせていただきます。
0:46:44	規制庁イノマタです。ほかよろしいですか。
0:47:02	規制庁イノマタです。よろしければ、資料2についての確認は終了ということにさせていただきますと思います。
0:47:14	それは現日本原燃の方から今回のヒアリングを踏まえてですね、この資料の修正方針っていうか、そういったものについて、説明をお願いします。
0:47:31	あと、いつごろ修正された資料提出されるのかと。
0:47:36	いうこともあわせて説明をお願いします。
0:47:41	はい、4-5でございます。この資料につきまして、まずそれぞれどういう課題があって、どう進んでいるのかっていうところが、そういう説明がちょっと足りておりませんでしたので、
0:47:57	それぞれの宿題になっている項目、
0:48:00	について様ざわりを追加するということと、今後のスケジュール感ですね、ちょっと最後のほうにありましたけど、今後の進め方、スケジュール感も含めて、この資料に盛り込むということで対応させていただきます。
0:48:16	それから分割申請のところにつきましては、優先順位みたいなものがこの資料ではパッカーの書き込まれていないというところはありますけれども、実際その混交つけがたいところも優先順位の中ではあってですねちょっとうまく書いてない。
0:48:34	ところでございますけれども、そこら辺も今書ける範囲でもう少し書き込みをしたいと思います。
0:48:41	それから設備選定につきまして改めて今この時点で申請前にも同じような説明からさせていただいてるんですけども、改めてまたこういう説明をしているというところの位置付け、その意味を説明した上で、中の説明をしていくと。それあの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:00	最初に述べた、それぞれのサマリーを記載するという中に盛り込んでいくんだらうというふうに思いますけれども、そういった説明の位置付けを明確にして説明をしていくということを資料の中に書き下していきたいというふうに思います。
0:49:19	どうぞ。
0:49:21	あと、今ヒアリングを進めているところで、補足説明資料も含めて資料ページが遅れているというのは全体我々最初を示したのから大分遅れているということは認識しております。
0:49:38	その上で今なぜそういう状況になっているのかということは介護で少なくとも口頭でこういう整理をして進めているということは回答としては準備させていただく万じゃ回答準備といえますか、説明させていただきます。
0:49:54	補足説明資料についてはご指摘いただいたように論点だけが細く補足説明資料ということではなくて設計の根拠、エビデンス、そういったものも、補足説明資料ということは認識はしておりますけれども資料提示が遅れているということで、そこは
0:50:11	対応させていただきたいというふうに思います。ということを中心に今日も資料を修正させていただきまして、資料提出数は可能であれば、10日金曜日にさせていただきたいんですがいかがでしょうか。
0:50:36	規制庁イノマタです。資料定数については、我々の確認もありますのでええ可能な範囲で明日ご提出いただければと思います。
0:50:49	なので、ああした一様通常の資料提出ですと、大体4時ぐらいまでというふうになっていますので、ところですね、提出いただければと思います。
0:51:09	英語と。
0:51:11	分けて欲しいとコサク律イノマタのちょっと確認だけど。
0:51:16	金曜の朝市っていうのでは駄目か。
0:51:21	現年は残業しないというルールからするとあまり変わらないんだけど。
0:51:27	はい規制庁イノマタ進まざりぎり例魚金曜の朝一応マニュアルのは間に合います。
0:51:34	ただ通常、これまでもちょっと話してる通り原燃を資料の提出がマイカー遅いので、ちょっと早めに設定をしたということになります。なので金曜日のサーキちっと出していたくのがあれば、それはそれで結構です。
0:51:58	根岸でございます。それでは、金曜日の夕方目指しつつ、
0:52:02	上げてブック水曜日の消えると目指しつつ期限の朝市ことで対応をなるべく頑張ります。
0:52:14	規制庁イノマタです。そうしましたらよろしくお願ひします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:21	規制庁イノマタです他よろしいですか。
0:52:33	規制庁イノマタです。よろしければ、本日のヒアリングを終了したいと思います。お疲れ様でした。はい、ありがとうございました。
0:52:48	。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。